令和7年4月1日

社会福祉法人　創世福祉事業団
介護老人保健施設　滝根「聖・オリオンの郷」
（介護予防）通所リハビリテーション　利用料金表

■基本利用料

基本利用料（１）　【介護保険１割負担分（介護保険負担割合証に表記の負担割合になります）】

●通所リハビリテーション

1日あたり

区分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通所リハビリテーション	715円	850円	981円	1,137円	1,290円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	直接提供する職員の総数のうち介護福祉士の含める割合が100分の７０以上			
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の８６／１０００				

（以下は、該当するサービスを利用した場合の加算額になります。）

入浴介助加算（Ⅰ）	40円	入浴を実施した場合
入浴介助加算（Ⅱ）	60円	在宅での入浴を目標に連携しリハビリ、入浴を行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算	110円	退院（所）日又は認定日から3カ月の間、集中的にリハビリを実施した場合
重度療養加算	100円	要介護３・４・５であって、基準に該当する医学的管理が必要な状態の方
事業所が送迎を行わない場合	-47円／回	当該事業所で送迎を行わなかった場合【片道】
若年性認知症利用者受入加算	60円	基準に沿って若年性認知症のご利用者のケアを実施した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円／月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している事・必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

●介護予防通所リハビリテーション

区分	要支援１	要支援２	1月あたり
介護予防通所リハビリテーション	2,268円	4,228円	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円／月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している事・必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	
利用開始し１２ヶ月超えた場合の減算	－120円	－240円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円	176円	直接提供する職員の総数のうち介護福祉士の含める割合が100分の60以上
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の８６／１０００		

基本利用料（２）　【介護保険外の費用】

1日あたり

食費（おやつ代含む）	650円	
日用消耗品費	70円	希望による入浴用品、洗面・トイレ用品などの費用。 詳細は、通所利用約款をご参照ください。
教養娯楽費	70円	所属クラブごとのレクリエーション材料、娯楽用品などの費用。 詳細は、通所利用約款をご参照ください。

■加算料金　【介護保険外の費用】

内容		単価	備考
おむつ利用料	昼用紙おむつ	50円	利用者の状況により、使用するおむつが異なります。 施設へのおむつの持ち込みも可能です。
	夜用紙おむつ	100円	
	パンツタイプ（小）	125円	
	パンツタイプ（大）	150円	
	尿とりパット	40円	
	リハビリパンツ	175円	